

# 特定非営利活動法人岐阜環境カウンセラー協議会 会員規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規約は、特定非営利活動法人岐阜環境カウンセラー協議会（以下「当協議会」という）の定款にしたがい、会員の資格並びに会員として承知し、順守すべき事項等を定めることを目的とする。

## 第2章 会員

### (入会の申込)

第2条 入会申込書の書式は、会員の種別ごとに次の各号に定めるところによる。

- (1) 環境カウンセラーの登録がされている場合は様式-1によるものとする。その他の個人（以下「非環境カウンセラー会員」という。）の申し込みは様式-2によるものとする。
- (2) 「賛助会員」の申し込みは、様式-3によるものとする。
- 2 理事長は非環境カウンセラーの正会員入会申込みがあった場合、実務経験、実績等を勘案し必要な場合は、他種別の会員への申込みを勧告することができる。
- 3 既に会員である者が会員種別を変更しようとする場合は様式-2により理事長に申し込むものとする。
- 4 理事長は、前項の会員種別変更を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会の成立)

第3条 入会は、前項に定める入会申込に対して当協議会がこれを認め、申込者が第9条の入会金及び年会費を納めたときに成立する。

### (入会の拒絶)

第4条 当協議会は、法の定めるところにより、入会を希望する個人、団体を受け入れることを前提とするが、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 当協議会の定款並びに当会員規約を承認しない場合
- (2) 入会申し込み虚偽の記載があった場合
- (3) 政治・宗教・営利活動を目的としている場合
- (4) 当協議会の活動を著しく損なう恐れがある場合
- (5) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- (6) その他、入会の承認を行わない正当な事由がある場合

2 理事長は、前項により入会を認めないときは、速やかに、理由を付したEメールをもって本人にその旨を通知するものとする。

### (会員資格の有効期間)

第5条 入会が成立した日又は継続された日から、当協議会の翌事業年度の6月30日までとす

る。

(会員資格の継続)

第6条 会員資格は、第9条に定める方法による年会費の払込により継続されるものとする。

(会員の氏名及び名称等の変更)

第7条 会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかにEメールによりその旨を当協議会に通知するものとする。

(退会)

第8条 協議会を退会しようとする会員は様式-4の退会届を理事長に提出するものとする。

### 第3章 入会金・会費

(入会金及び会費)

第9条 当協議会の入会金及び会費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員：入会金 0円、年会費 3,000円
- (2) 賛助会員：入会金 50,000円、年会費 20,000円

2 入会金及び会費は入会が認められたとき納入するものとし、会費は年度の途中であっても1年分の納入とする。

(入会金及び会費の払込方法)

第10条 第9条の入会金及び会費は、原則として次のいずれかの方法により払い込むものとする。

- (1) 現金払い
- (2) 郵便振替

(抛出金品の不返還)

第11条 会員資格の喪失又は会員資格の停止があった場合、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しないものとする。

### 第5章 雑則

(個人情報の保護)

第12条 次の各号に掲げる場合は、入会申込に記載された個人情報を、当協議会が利用又は第三者へ提供してよいものとする。

- (1) 当協議会の活動に関して使用する場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(規約の変更)

第13条 当協議会は、会員の了承を得ることなく、本規約を変更することがあり、会員はこれを

承諾するものとする。なお、変更がなされた場合は、当協議会のホームページにて発表を行い、Eメールにて通知するものとする。

2 本規約の改廃等については、理事会において決定するものとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要なことは理事長が別に定める。

(付則)

本規約は平成27年5月17日より実施する。

様式-1 (第2条関係)

岐阜環境カウンセラー協議会入会申込書 (正会員・環境カウンセラー)

様式-2 (第2条関係)

岐阜環境カウンセラー協議会入会申込書 (正会員・非環境カウンセラー)

様式-3 (第2条関係)

岐阜環境カウンセラー協議会入会申込書 (賛助会員)

様式-4 (第8条関係)

退会届

## 様式－1（正会員・環境カウンセラー）

## 岐阜環境カウンセラー協議会入会申込書

岐阜環境カウンセラー協議会

理事長 様

貴協議会に入会したく、下記環境カウンセラー登録内容を沿えて申込みします。

カウンセラー No.	区分	氏名 ⑩	性別 男・女	生年月日
住 所〒				電話
				FAX
勤務先〒				電話
				FAX
E-メール・携帯電話番号記入欄				
専門分野				
主な経歴				
(当会についてのご意見・ご希望、又はカウンセラーとしての近況を自由にお書き下さい。)				
この申込書により氏名・住所・電話No.・ファックスNo.・メールアドレスを記載した会員名簿を作成し、会員に配布します。また外部からの講師・相談者紹介依頼に関しては、名簿記載範囲で紹介しますので、非開示としたい場合はその項目に下線を引いてください。名簿には記載しません。(事務局としては、把握しておきます。)				
連絡先の住所・電話No.・ファックスNo.・メールアドレスに○を付けてください。				

## 様式－2（正会員・非環境カウンセラー）

## 岐阜環境カウンセラー協議会入会申込書

岐阜環境カウンセラー協議会  
理事長 様

貴協議会に入会したく、下記活動内容等を沿えて申込みします。

氏名  ⑩	性別 男・女	生年月日
住 所〒		電話
		FAX
勤務先〒		電話
		FAX
E-メール・携帯電話番号記入欄		
主な経歴・活動内容等		
環境活動に係る取得資格		
紹介者（協議会員の紹介者がいる場合は紹介者の氏名捺印）		
この申込書により氏名・住所・電話No.・ファックスNo.・メールアドレスを記載した会員名簿を作成し、会員に配布します。また外部からの講師・相談者紹介依頼に関しては、名簿記載範囲で紹介しますので、非開示としたい場合はその項目に下線を引いてください。名簿には記載しません。（事務局としては、把握しておきます。）		
連絡先の住所・電話No.・ファックスNo.・メールアドレスに○を付けてください。		

## 様式－3（賛助会員）

## 岐阜環境カウンセラー協議会入会申込書

岐阜環境カウンセラー協議会  
理事長 様

貴協議会に入会したく、下記活動内容等を沿えて申込みします。

氏名（団体の場合は団体名、性別・生年月日は未記載） ⑩	性別 男・女	生年月日
住 所〒		電話
		FAX
勤務先〒		電話
		FAX
E-メール・携帯電話番号記入欄		
主な経歴・活動内容等（団体の場合勤務先欄は未記載、当欄に代表者名、捺印を記載下さい。）		
環境活動に係る取得資格		
紹介者（協議会員の紹介者がいる場合は紹介者の氏名捺印）		
この申込書により氏名・住所・電話No.・ファックスNo.・メールアドレスを記載した会員名簿を作成し、会員に配布します。また外部からの講師・相談者紹介依頼に関しては、名簿記載範囲で紹介しますので、非開示としたい場合はその項目に下線を引いてください。名簿には記載しません。（事務局としては、把握しておきます。）		
連絡先の住所・電話No.・ファックスNo.・メールアドレスに○を付けてください。		

様式一4(退会届)

## 退 会 届

平成 年 月 日

特定非営利活動法人  
岐阜環境カウンセラー協議会  
理 事 長 様

このたび、平成 年 月 日をもちまして退会いたしたく、定  
款第10条の規定に従い届け出ます。

住 所

氏 名

印